

太田市手話言語条例をここに公布する。

平成29年12月19日

太田市長 清水 聖 義

太田市条例第30号

太田市手話言語条例

言語は、お互いの意思疎通を図り、知識を蓄え、文化を創造する上で不可欠なものであり、人類の発展に大きく寄与してきた。

手話は、音声言語と異なる言語であり、手指や体の動き、表情を使って視覚的に表現する言語である。ろう者は、物事を考え、お互いの意思疎通を図るために、また、知識を蓄え、文化を創造するために必要な言語として、手話を大切に育んできた。

しかしながら、昭和の初め頃から「口話法」が導入されると、全国のろう学校では事実上手話の使用が禁止され、ろう者の手話を使う権利やろう者の尊厳が少なからず損なわれてきた。

そのような中、太田市においては、昭和48年にろう者とろう者と関わってきた聞こえる者が共同で手話サークルを立ち上げ、手話やろう者に対する理解を広げ、多くの手話通訳者を育ててきた。

平成18年に国際連合総会で採択された障害者の権利に関する条約や平成23年に改正された障害者基本法において手話は言語であると位置付けられたことにより、今後、手話に対する理解が市民の間で深まることが期待される。

太田市は、手話は言語であるとの認識に基づき、全ての市民が互いに助け合い、支え合う共生社会の実現を目指し、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話に関する基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにすることにより、市民の手話への理解の促進及び手話の普及の促進を図り、もって全ての市民が共に生きる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(手話の意義)

第2条 手話は、ろう者が自ら生活を営むために使用している独自の体系を持つ言語であって、豊かな人間性を涵養し、及び知的かつ心豊かな生活を送るための言語活動の文化的所産であると理解するものとする。

(基本理念)

第3条 ろう者及びろう者以外の者が、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生することを基本として、ろう者の意思疎通を行う権利を尊重し、手話の普及を図るものとする。

(市の責務)

第4条 市は、市民の手話への理解を促進し、手話を使いやすい環境を整備するため、必要な施策を推進するものとする。

(県等との連携及び協力)

第5条 市は、この条例の目的及び基本理念に対する市民の理解の促進、手話の普及その他の手話を使いやすい環境の整備に当たっては、群馬県その他の関係団体と連携し、及び協力するよう努めるものとする。

(市民の役割)

第6条 市民は、手話への理解を深め、市が推進する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第7条 事業者は、ろう者が利用しやすいサービスを提供し、及びろ

う者が働きやすい環境を整備するよう努めるものとする。

(方針の策定)

第8条 市は、次に掲げる事項を総合的かつ計画的に推進するための方針を策定するものとする。

- (1) 手話に対する理解の促進及び手話の普及の促進に関すること。
- (2) 手話による情報の発信及び取得に関すること。
- (3) 手話による意思疎通支援に関すること。
- (4) 手話通訳者の確保及び手話通訳環境の充実にに関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 市は、前項の方針の策定に当たっては、障がい者の福祉に関する計画等との整合性を図るものとする。

(手話を学ぶ機会の確保)

第9条 市は、ろう者、手話通訳者、手話奉仕員その他の手話を使うことができる者と協力して、市民が手話を学ぶ機会の確保に努めるものとする。

(学校教育における手話の普及)

第10条 市は、児童、生徒及び教職員に対する手話を学ぶ機会の提供その他の方法により、学校教育における手話への理解の促進及び手話の普及の促進を図るよう努めるものとする。

2 学校の設置者は、当該学校に聞こえにくい幼児、児童、生徒又は学生がいる場合においては、これらの者が手話をはじめとする意思疎通の手段を介して教育を受けられるようにするため、必要な支援を行うよう努めるものとする。

(事業者への支援)

第11条 市は、第7条に規定する役割を果たすために事業者が行う取組に対して、必要な支援を行うよう努めるものとする。

(災害時の対応)

第12条 市は、災害時においてろう者が情報を取得し、及び意思疎

通を図ることができるようにするため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第13条 市は、手話に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(その他の意思疎通支援の推進)

第14条 市は、手話、要約筆記その他の意思疎通支援を活用し、聴覚障がい者の特性に応じた円滑な意思疎通支援を行うため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、平成30年1月1日から施行する。